

障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）

1 目的

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を図るため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材を広く確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成20年度補正予算額（案） 855億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成18年度に基金を造成したが、目下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調となっていること、また、障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難な状況にあることを踏まえ、基金の延長及び平成20年度中に基金を積み増すことを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成24年末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

（1）特別対策事業の内容

障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙1参照

（2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

6 交付額

(1) 配分方法

別紙2の算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から特別対策事業に係る実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。(特別対策事業に係る計画書については、各都道府県が任意に作成)

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について 別紙2参照

(2) 市町村と都道府県の配分割合

交付金は各都道府県に配分するが、市町村に対する配分割合については、地域の実情に応じて管内市町村と協議を行い都道府県が決定することとする。

7 補助率

(1) 別紙1に掲げる事業のうち

- ① 「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」
- ② 「2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置」のうち
 - ・「重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業」
 - ・「進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置」

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(2) 上記(1)以外の事業

定額(10/10)

平成20年度 障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧

| 項目 | 区分 | 事業内容 |
|--|----|--|
| 1. 事業者 に対する 運営の安 定化等を 図る措置 | 継続 | (1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。(障害児施設を含む) |
| | | (2) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。 |
| | 新規 | (3) 新事業移行促進事業 新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。 |
| | 新規 | (4) 事務処理安定化支援事業 障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。 |
| | 新規 | (5) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。 |

※「事業所支援」のうち廃止した事業はなし。

| 項目 | 区分 | 事業内容 |
|--------------------------|---|--|
| 2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 | 継続 | (6) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。 |
| | 継続 | (7) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入に対し助成を行う。 |
| | 継続 | (8) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。 |
| | — | (9) 障害者地域移行体制強化事業 |
| | 継続 | ア 障害者地域移行促進強化事業 地域において指導的役割を果たす地域移行に関する専門家を養成するとともに、地域住民への説明会等を実施し、障害者の円滑かつ効果的な地域生活への移行を図ることを目的とする。 |
| | — | イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業 |
| | 継続 | ①グループホーム・ケアホーム借上げ支援事業 グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。 |
| | 新規 | ②グループホーム・ケアホーム入居支援事業 施設に入所していた障害者がグループホーム・ケアホームに入居するに当たり、事業者が引っ越しのための調整等の支援や必要な備品の購入を行った場合に助成を行う。 |
| | 新規 | ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む） 地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。 |
| | 新規 | エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業（関係機関の連携による24時間サポートのための体制づくり、既存の相談支援事業やショートステイ等を組み合わせた体制づくり等）に対して助成を行う。 |
| 新規 | オ 触法障害者地域移行支援事業 障害者支援施設等について、罪を犯した障害者を受け入れる際に必要な調整や受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者・住民に対する勉強会等の支援に対して助成を行う。 | |

| | |
|----|--|
| | 力 医療観察法地域処遇体制強化事業 |
| 新規 | ① 医療観察法地域処遇体制基盤構築事業 法対象者の地域生活を支援する地域関係機関が、訪問指導等の体制や、関係機関相互の連携について基盤構築を図ることで、法対象者に対する適切な地域処遇体制を確保する。 |
| 新規 | ② 障害福祉施設等入所時支援事業 障害福祉施設等に入所が見込まれる法対象者の入所に先立って、予め受け入れに関する体制整備を実施した場合に所定の評価を行う。 |
| 新規 | キ 精神障害者等の家族に対する支援事業 精神障害者等が地域で安心して生活するためには、本人に対する支援だけでなく、その家族に対する支援も重要であることから、お互いの悩みを共有したり、情報交換する家族同士の交流活動等に対して助成を行う。 |
| 継続 | ク 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業 重度訪問介護事業所における従業者の資質向上や夜間支援体制の強化等の基盤整備の実施により、緊急に重度訪問介護事業所の安定的な運営を確保し、在宅重度障害者に対するサービス提供基盤の整備を図ることを目的とする。 (報酬改定検討中) |
| 継続 | ケ ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 障害程度区分4以上の障害者に対し、適切な支援を行う観点から、当該支援に要する費用を助成する。 (報酬改定検討中) |
| | (10) 一般就労移行等促進事業 |
| 継続 | ア 職場実習・職場見学促進事業 就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合に助成を行う。 |
| 継続 | イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業 障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用に対し助成を行う。 |
| 継続 | ウ 施設外就労推進事業 施設外就労を推進することを目的として、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型において施設外就労を実施する場合にユニット単位で助成を行う。 (報酬改定検討中) |
| 継続 | エ 施設外就労等による一般就労移行助成事業 就労支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)において、施設外就労・施設外支援を実施した結果、一般就労に結びついた場合に助成を行う。 |

| | |
|----|---|
| 新規 | <p>オ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 障害者の一般就労・就職後の職場定着に対するさらなる促進を図るため、就労移行支援事業等を利用し、 ①利用者に対して社会適応訓練等に関する講座の企画・実施 ②勉強会・自主交流会等の実施 ③障害者の雇用をお願いする企業に対し、職務分析等の実施を行うことを目的とする。</p> |
| 新規 | <p>カ 離職・再チャレンジ支援助成事業 就労移行支援事業者が、離職の危機を迎えている者への対応や、やむを得ず離職した者への就労・訓練の機会提供などにかかる支援を本人・親・事業所に対して実施することを目的とする。</p> |
| 新規 | <p>キ 目標工賃達成助成事業 就労継続支援B型において働く障害者の工賃につき、次年度の平均工賃月額額の20%以上の増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ一定程度の成果を上げている事業所に対して助成を行う。</p> |
| 新規 | <p>ク 就労継続支援A型への移行助成事業 就労継続支援B型事業者が就労継続支援A型へ移行するために必要な、関係者との協議、先進的な就労継続支援A型事業所等の視察、中小企業診断士による相談・診断等を実施することを目的とする。</p> |
| 継続 | <p>(11) 小規模作業所移行促進事業 利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。</p> |
| — | <p>(12) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業</p> |
| 継続 | <p>ア 特別アドバイザー派遣事業 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。</p> |
| 継続 | <p>イ 相談支援発展推進支援事業 相談支援事業の新規の立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や事業を発展させるための求人、広告及び従業員の研修等について支援する。</p> |
| 継続 | <p>ウ ピアサポートセンター等設置推進事業 地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業(障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。)を実施するセンターを設置する場合に必要な設備整備やサポーターの研修等について支援する。</p> |
| 新規 | <p>エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業 居住サポート事業の立ち上げ等に当たり、必要な設備整備、不動産業者や家主等に対する説明会、先進地の視察等について支援する。</p> |
| 新規 | <p>オ 地域自立支援協議会運営強化事業 地域自立支援協議会の機能の強化のため、個別事例を効率的に整理するためのシステムの導入や、先進地の視察、広報等について支援する。</p> |
| 継続 | <p>(13) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。</p> |

| | |
|----|---|
| 継続 | <p>(14) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業</p> <p>障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費(広報啓発経費、システム改修経費等)を助成する。</p> |
| 継続 | <p>(15) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業</p> <p>就学前児童の受入が少ない児童デイサービス事業所(報酬告示上、児童デイサービス費(Ⅱ)に該当する事業所)において、定められた職員配置を超えて職員を加配し、就学前児童を含めた児童の個別支援に積極的に取り組んでいる場合に助成する。(報酬改定検討中)</p> |
| 継続 | <p>(16) 相談支援充実・強化事業</p> <p>自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。</p> |
| 継続 | <p>(17) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業</p> <p>障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。</p> |
| 新規 | <p>(18) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業</p> <p>重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、都道府県地域生活支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p> |
| 新規 | <p>(19) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業</p> <p>精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p> |
| — | <p>(20) その他法施行に伴い緊急に必要な事業</p> |
| 継続 | <p>ア 事業者コスト対策</p> <p>平成21年度における障害福祉サービス等の費用額の改定(報酬改定)に伴う請求システムの改修、著しい社会経済情勢の変動に伴う諸物価の高騰による各種経費の増加等により各事業者の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、追加的な事業者コスト対策として助成措置を講じることにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。</p> |
| 継続 | <p>イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置</p> <p>進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。</p> |
| 継続 | <p>ウ オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業</p> <p>地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。</p> |
| 継続 | <p>エ 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業</p> <p>市町村等が行う情報支援機器(拡大読書器、テレビ電話等)の整備及び音声コードの研修及び普及、聴覚障害者が所有している「聴覚障害者用情報受信装置」の地上デジタル化に伴う経費について助成する。</p> |

| | |
|----|--|
| 継続 | オ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業 視覚障害者等に対する移動支援を行うガイドヘルパーの資質向上を担う指導者を養成する研修に参加するための経費について助成する。 |
| 新規 | カ 福祉機器相談基盤整備事業 各更生相談所における補装具判定に必要な見識を高めるための資質向上研修等の開催に係る経費を助成する。 |
| 新規 | キ コミュニケーション支援広域支援検討事業 市町村単位で実施されているコミュニケーション支援において、市町村域を超えた手話通訳者の派遣等広域的な体制を検討するための経費について助成する。 |
| 新規 | ク 障害者スポーツ特別振興事業 障害者の社会参加を一層促進するため、地域における障害者スポーツの裾野を広げる取組として、パラリンピック等のトップアスリートと実際に競技を行うイベント等の事業に要する経費について助成する。 |
| 新規 | ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業 障害者の社会参加を一層促進するため、一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)でも障害者スポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ(オストメイト対応を含む)、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、必要な整備等に対し助成する。 |

※「新法移行支援」のうち廃止した事業

- ・デイサービス事業等緊急移行支援事業
- ・就労意欲促進事業

| 項目 | 区分 | 事業内容 |
|------------------------|----|--|
| 3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 | 新規 | (22) 進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。 |
| | 新規 | (23) 潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。 |
| | 新規 | (24) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。 |
| | 新規 | (25) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。 |

障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について

| | |
|---------------------------|-------|
| 1. 予算額 | 855億円 |
| (1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置 | 300億円 |
| (2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 | 350億円 |
| (3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 | 205億円 |

| | |
|-------------------------|-------|
| 2. 予算額の配分 | |
| (1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置 | 300億円 |

① 事業運営安定化事業分

$$160 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全国の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

② 通所サービス等利用促進事業分

$$117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全国の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

③ その他の事業

$$22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{A 県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全国の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置 350億円

1県当たり定額(2.5億円)に加え、人口割配分(総枠120億円)を行い、110億円を申請配分とする。

| | | |
|-------|--|-------|
| 定額配分 | 2.5億円 × 47県 | 120億円 |
| 人口割配分 | 120億円 × $\frac{\text{A県人口}}{\text{全都道府県人口}}$ | 120億円 |
| 申請配分 | 申請に基づき配分 | 110億円 |

- ※ 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村へ助成することとする。
 ※ 平成18年度補正予算に基づく基金の執行残額がある場合は、反映することとする。(平成20年10月調査結果を反映)

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 205億円

1県当たり定額(1.5億円)に加え、人口割配分等(総枠70.5億円)を行い、64億円を申請配分とする。

| | | |
|--------|--|--------|
| 定額配分 | 1.5億円 × 47県 | 70.5億円 |
| 人口割配分 | 42.5億円 × $\frac{\text{A県人口}}{\text{全国都道府県人口}}$ | 70.5億円 |
| 養成課程割分 | 20億円 × $\frac{\text{A県3福祉士養成課程数}}{\text{全国の3福祉士養成程数}}$ | |
| 施設等割配分 | 8億円 × $\frac{\text{A県在宅・施設サービス数}}{\text{全国の在宅・施設サービス数}}$ | |
| 申請配分 | 申請に基づき配分 | 64億円 |